

## 天理市総合計画審議会傍聴規程（案）

（趣旨）

第1条 この規程は、天理市総合計画審議会（以下「審議会」という。）  
条例第9条の規定に基づき、傍聴の手続きに関し、必要な事項を定  
めるものとする。

（傍聴人の定員）

第2条 会議の傍聴人の定員は、20人とする。ただし、会長は、会場  
の都合により、定員を制限することができる。

（傍聴の手続）

第3条 会議を傍聴しようとする者は、天理市総合計画審議会傍聴申  
出書（様式第1号）に住所及び氏名を記入しなければならない。

（傍聴席に入ることができない者）

第4条 次に該当する者は、傍聴席に入ることができない。

- （1） 銃器その他危険なものを持っている者
- （2） 酒気を帯びていると認められる者
- （3） 異様な服装をしている者
- （4） 張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼりの類を持っ  
ている者
- （5） 笛、ラッパ、太鼓その他楽器の類を持っている者
- （6） 前各号に定めるもののほか、会議を妨害し、又は人に迷惑を  
及ぼすと認められる者

2 児童及び乳幼児は、傍聴席に入ることができない。ただし、会長  
の許可を得た場合は、この限りでない。

（傍聴人の守るべき事項）

第5条 傍聴人は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- （1） 会議における発言に対して拍手その他の方法により公然と  
可否を表明しないこと。
- （2） 談論し、放歌し、高笑し、その他騒ぎ立てないこと。

- (3) 鉢巻き、腕章の類をする等示威的行為をしないこと。
- (4) 帽子、がいとう、襟巻の類を着用しないこと。ただし、病気その他の理由により会長の許可を得たときは、この限りでない。
- (5) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (6) みだりに席を離れ、又は不体裁な行為をしないこと。
- (7) 前各号に定めるもののほか、会場の秩序を乱し、又は会議の妨害となるような行為をしないこと

(撮影及び録音等の禁止)

第6条 傍聴人は、傍聴席において写真、映画等を撮影し、又は録音等をしてはならない。ただし、会長の許可を得た場合は、この限りではない。

(職員の指示)

第7条 傍聴人は、審議会の事務局職員の指示に従わなければならない。

(違反に対する措置)

第8条 傍聴人がこの規程に違反するときは、会長はこれを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

(その他)

第9条 この規程に定めるもののほか、傍聴の実施に関し必要な事項は、会長が別に定める。

付 則

この規程は、平成〇年〇月〇日より施行する。